

ご自宅の周辺に空き家はありませんか？

空き家の情報提供を お願いいたします

国において、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」が施行されました。

市では、この法律に基づき、適切な管理がなされていない空き家を「特定空家等」として認定し、その所有者に対して必要な措置を行っています。

■管理されていない空き家が地域にあると…

- 損壊や倒壊の危険性
- 不審者や放火の危険性
- 樹木の越境や雑草の繁茂
- ゴミの散乱や悪臭が発生
- 地域の景観を損ねる



など、様々な問題が発生しています。

■市で把握している空き家件数（令和2年10月末現在）

- 管理されている空き家 「空家等」 …299件
- 管理されていない空き家「特定空家等」…198件

今後も空き家は増加傾向にあります。

情報提供をいただいた空き家については、市で現地調査を行い、所有者等に適正管理を行うよう指導・連絡をします。